

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見および同条第2項の規定により述べられた意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成25年7月26日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂79番の1他

2 意見の概要

(1) 彦根市からの意見

ア 駐輪スペースについては、適切に確保・管理し、駐輪場利用者に盗難防止のための施錠の徹底を促すとともに、周辺地区に自転車等が放置されることのないよう努めること。

イ 平成25年1月に提出された彦根市一般廃棄物減量計画の予測排出量と今回提出された排出量の整合性を示すこと。

ウ 申請時に引き続き、地域環境への配慮を行うこと。（特に早朝、夜間時）

エ 開店後（増床後）の周辺道路の交通量予測では、「現状の交通を大きく悪化させるものではない」とされているが、国道8号など、もともと交通量の多い区間であることから、道路交通の円滑化と交通事故防止を図るため、誘導看板、警備員配置等の対策を徹底すること。併せて特に早朝からの営業開始に伴う商品搬入経路および従業員の通勤経路の徹底をお願いしたい。

オ 出入口の計画について、平成25年2月28日付彦根市指令都第559号の開発行為の許可内容を遵守すること。なお、許可内容に変更がある場合は、道路管理者と協議し、諸手続を行うこと。

カ 施工中の開発行為について、適正に完了すること。

キ 協議中の中高層建築物事前協議について、終了させた後に建築確認を申請すること。

ク 本計画地は、里根・古沢地区地区計画の計画区域に位置している。建築確認申請の前に都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出を行うこと。

ケ 本計画地は、彦根市景観計画の市街地景観ゾーン内であり、届出対象の規模であるため、建築確認申請の前に届出を行うこと。

コ 屋外広告物について、総面積が10㎡を超える場合は、滋賀県屋外広告物条例の規定に基づく許可を得ること。

また、敷地外で屋外広告物を設置する場合は、許可を得ること。

サ 国道8号外町交差点周辺においては、慢性的な交通渋滞のため、特に朝夕の混雑時には、里根町内の幹線道路を利用（通り抜け）される事態が生じており、地元自治会は、その対応に苦慮されている。通り抜け箇所は、児童・生徒の通学時と重なる部分もあることから、町内ぐるみで事故防止のための取組をされているが、今秋のイオンタウン彦根の開店に伴い、更に事故発生等の危険性が增大するのではないかと大変危惧されている。

そのため、地元自治体から、特に通学時間帯に合わせた通行規制および大型車の町内乗り入れ禁止、交差点での一旦停止等、規制に関する要望書が提出され、現在、各要望事項について、地元の

彦根警察署内において具体的な調査が行われることになっている。

については、今後、当該要望書に対する通行量調査の実施が予測されるため、これに対する積極的な協力ならびに出店前および出店後における定期的な検証をお願いしたい。

シ 営業時間が長時間にわたることから、「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」の趣旨を踏まえ、青少年健全育成への配慮をお願いしたい。

(2) 地元住民からの意見

ア 増床に伴う交通計画報告書の誘導経路のとおりには来退店客車両が通行しないと思われるので、再度交通量調査をやり直してスムーズな通行になるのか検証いただきたい。

イ 現状の混雑がひどくなるようであれば、国道 8 号線の右折レーンの延長や、計画中のバイパスが完成するまで開店を待つなどの対処をしていただきたい。

ウ 地元へ再度説明をしていただきたい。

エ 国道 8 号外町交差点周辺は従来から慢性的な交通渋滞にあり、当該店舗の出店により、今まで以上に慢性的な交通渋滞が懸念される。また、届出書に記載の来退店経路を前提とした交通量調査や誘導経路の設定は現状を考慮しておらず、渋滞や混雑を助長させる。さらに、外町交差点より一つ北の交差点の右折溜まりに車両が集中し、外町交差点から南方面まで渋滞が繋がることも想定される。そのため、出店前後の交通問題に関する道路管理者および警察等関係機関ならびに出店者で構成する交通協議会を設置していただきたい。

オ 当該店舗については、徒歩や自転車での来客等も多いと想定されるので、車両の通行量の増加に伴い歩行者、車椅子、自転車等の安全性確保のため、警備員等の適正配置や誘導対策を義務づけていただきたい。

カ 開店に伴う更なる騒音環境の悪化や、午後 11 時までの営業による治安の悪化等も懸念されるので、閉店後の駐車場の閉鎖や警備員の常時・適正配置の対策を講じていただきたい。

キ イオンタウンの出店により、交通渋滞がより悪化することは明らかである。国道 306 号バイパス（都市計画道路原松原線）の開通後は国道 8 号の渋滞も緩和されるので、県においては、本バイパス道路の早期完工に努めていただき、イオンタウン彦根もバイパス道路が完成するまでは出店計画を見合わせていただきたい。

ク 午前 7 時からの営業は、通勤・通学の交通集中する時間帯と重なり、交通渋滞の発生が懸念されるので、開店時刻の繰り下げをいただきたい。また、深夜時間帯までの営業により、治安の悪化、青少年育成面でも悪影響を与えかねないことから、閉店時刻を繰り上げていただきたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 8 月 26 日まで